

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 6 日の本会議において、本委員会に付託された、  
請願第12号 後期高齢者の医療費窓口自己負担の原則 1 割負担の継続を  
求める請願について  
を審査するため、12月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で  
採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第 12 号の主旨は、2019 年から後期高齢者の医療費窓口自己負担を  
現行の 1 割から 2 割へ引き上げる議論が国において進められているなか、  
高齢者の生活と健康に更に大きな影響を及ぼすことから、国に対し、窓口  
自己負担の見直しをせず、原則 1 割負担の継続を求める意見書の提出を求  
めるものである。

委員から、紹介議員に対し、国において後期高齢者の医療費窓口負担の  
引き上げを検討している理由をどう捉えているか とのただしがあり、団  
塊世代が後期高齢者になるまでに世代間の負担の公平性を図り、制度を持  
続させることや、今後、医療費が更に増加していくことを高齢者自身にも  
認識してもらうためであると考える との答弁がありました。

医療費窓口負担を現行の 1 割から一律に 2 割に引き上げるのではなく、  
所得に応じて段階的に負担割合を設定することについてはどう考えている  
か とのただしがあり、国においては窓口自己負担を現行の 1 割から 2 割  
へ引き上げることが検討されているので、現行の 1 割負担を継続してもら  
いたいと考えている との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、公的年金の受給額が減少し、介護保険料  
や後期高齢者医療制度の保険料が増加するなか、窓口自己負担が増えるこ  
とになれば、必要な医療を受ける機会が失われることになるため、窓口自  
己負担の現状維持を求め、本請願に賛成する との討論がありました。

反対の立場から、国民が安心して暮らすことができる制度づくりの必要

性を感じ、また実情に応じた制度づくりが国の役割と責任であると認識している。一律に窓口自己負担割合を現状維持とすることについては受け入れ難く、本請願に反対するとの討論がありました。